

令和4年度 東京都税制調査会第5回小委員会

令和4年10月6日(木) 16:30~17:44

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

【小林税制調査担当部長】

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから令和4年度第5回小委員会を開催させていただきます。

本日の小委員会は、既にお送りしております報告の案文を参照いただきながら御検討いただければと存じます。

なお、諸富小委員長、関口委員、それから、工藤委員は遅れて出席されることになっております。

また、石井委員、沼尾委員、宮本委員は、所用のため欠席されております。

それでは、今後の進行につきまして、池上会長、よろしく願いいたします。

【池上会長】 それでは、諸富小委員長は、今日は遅れて参加されるということなので、本日は私が小委員長の代理を務めさせていただきます。

それでは、議題に入らせていただきます。

本日は、令和4年度東京都税制調査会報告の案文について御検討いただきます。

先日の第4回の小委員会でいただきました御意見を踏まえて、諸富小委員長と私が事務局の御協力もいただきつつ報告の案文を修正しました。

本日は、修正箇所を中心に御検討いただきます。

事務局の説明の後に検討という手順で進めさせていただきます。

それでは、事務局から、まず「I 税制改革の視点」について、報告の案文の説明をお願いします。

【松崎税制調査課長】 それでは、前回、第4回小委員会にて各委員から御指摘いただき、追記、修正等を行った点について御説明いたします。

なお、会長、副会長とも御相談いたしまして、一部、過去の答申からの整合性等を鑑みてそのままとさせている箇所があることをあらかじめ御了承いただければと思います。

また、修正箇所なのですが、見え消しではなく上書きした上、黄色を入れておりますので、修正点の説明の際、御確認いただければと思います。

それでは、まず「I 税制改革の視点」パートから順に修正箇所を申し上げます。

まず1点目ですが、素案の1ページの「1 基本的視点」「(1) 少子高齢・人口減少社会」の本文となります。

前回まで、2ページ上段にあります。東京都の高齢者人口につきまして、高齢化率で全国平均との比較を記述しておりました。委員より、高齢化率ではなく、後期高齢世代が激増することをリアルな実数で表すべきとの御指摘がございました。よって、1ページの本文、最初のポツになりますが、令和22年における全国の高齢者の人口の実数、それから、2ページの最初のポツになりますが、令和22年の東京都の高齢者人口を実数で記述する修正を行ってございます。

続いての修正になります。4ページに移ります。

「(2) 地方分権改革の推進」の本文になります。

前回までは、黄色く塗った部分でございますが、「役割と権限に見合った財源を確保することであり」としておりましたが、委員より、自治体にやるべきことがあって、そのための財源を確保するのが目的と

いう論調ではなく、自治体の役割は非常に大きく、自治体がやるべきことをきちんとやるための財源を確保することが重要である旨の記載にすべきとの御指摘がございました。よって、黄色の前の部分から少し読み上げますと「地方自治体がこうした課題に自主的に取り組めるように権限を拡大し、それに見合う形で財源を充実・確保することであり、税制改革はこれを促進するものでなければならない」と修正してございます。

これに合わせて、3ページのサマリーも修正してございます。

続いてですが、5ページに移ります。

「(3) 財政の持続可能性の確保」の本文、1つ目のポツになります。

委員より、物価動向によっては資金調達の上で金利が上昇する。金利上昇リスクに対しても財政余力を確保すべきであり、そのためにも財政再建は必要との論調で書くべきとの御指摘がございました。よって、1つ目、ポツの後段に「特に物価上昇の動向によっては、金利上昇の懸念もあり、そのリスクに対応するため、財政再建の要請は高まっている」と追記してございます。

それから、同じく5ページの3つ目のポツになりますが、前回までは、黄色に塗った箇所なのですが「納税者の理解と協力の下」となっていたのですが、委員より、国民の理解を得るには、給付を届かせる、あるいは税が循環しているという実感を持ってもらう表現を入れた方が良いとの御指摘がございました。よって、3つ目のポツ全体を読み上げますと「また、財政再建を進めるためには、税がサービスとして還元されることについて国民の理解を求めた上で、税負担の公平や課税の適正が確保されることが重要である」という形で修正してございます。

続いて、同じく5ページの一番下のポツの国民の公平感を高める部分の記述でございますけれども、前回までは「国税及び地方税の充実・確保など、喫緊の課題について丁寧に説明し」というようにしておりましたが、委員より、「丁寧に説明」の表現では、要するに何もしないという意味であり、違う表現に改めるべきとの御指摘がございました。よって、ここの「丁寧に説明し」の部分をカットしまして、前後、文章をつなぐ形で「充実・確保などを進め、その中で」というように修正してございます。

併せて、上部記載のサマリーも修正しております。

続いての修正になりますが、7ページに移ります。

「(5) 所得格差に対応した税制」のパートになります。

まず本文1つ目のポツでございますが、前回までは「相対的貧困率についても、ジニ係数の推移と同様の傾向がみられる」との記述がございました。委員より、正確な表現ではなくミスリーディングになるとの御指摘がございました。よって、この箇所はカットしてございます。

さらに、黄色を入れた後段部分になるのですが、前回までは「若年層においてはあまり機能しておらず、格差が見られる」と記述しておりました。この「格差が見られる」というくだけた表現では、高齢者と若年層での世代間対立を煽るような表現であるとの御指摘を頂戴しました。よって、「機能していない」で止める修正を行っております。最終的には、修正部分全体を読み上げますと「社会保障制度と税制による所得分配の改善度を年齢階級別に比較すると、所得再分配効果は高齢者層に対して大きく機能する一方で、若年層においてはあまり機能していない」という形で修正しております。

続きまして、7ページ、一番下のポツになりますが、ここは複数の委員より御指摘がございました。まず、所得格差が出ている大きな原因は、税制もさることながら給付の側が非常に弱いこととの御指摘がございました。よって、黄色に塗った箇所になりますが、前回まで「これらに」としていた箇所を「これらの給付」と修正しております。

続いて、8ページに続くのですが、給付を行う際、非課税という粗い定義ではなく、別の指標について

も改めて問題提起してはどうかという御指摘がございました。よって、8ページ、黄色く塗った部分になりますが、「そのためにも、真に支援が必要な世帯をより適切に把握するための指標について、改善を進めていかなければならない」と新たに追記してございます。

続いての修正、12ページに移ります。

「(家庭部門の取組の必要性)」の最後のポツの文末になりますが、前回までは「建築物環境報告書制度(仮称)の創設する」としておりましたが、委員御指摘により、「の」を「を」に変更しまして「建築物環境報告書制度(仮称)を創設する」としております。

最後になりますが、特に委員からの御指摘ではなかったのですが、昨日送付しました素案から一部修正した箇所がございますので、後報告いたします。

こちらの素案の16ページの「(2)国際情勢等による影響」の最初のポツになります。

ここは海外の状況の箇所が和暦になってございましたので、西暦で「2022年2月24日」としております。

以上が「I 税制改革の視点」における修正点となります。

事務局からは以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御議論いただきます。

御意見のある委員は画面に向かって手を挙げていただければと思います。画面に映ってない委員は御発声をお願いします。いかがでしょうか。

高端委員、どうぞ。

【高端委員】 一つは、報告の5ページの御修正いただいた「税がサービスとして還元されることについて国民の理解を求めた上で」という表現なのですが、前回、このくだりについて指摘されたことはそのとおりだと思うので修正できるといいと思うのですが、このままだと何か違和感があるような気がします。

どういうことかと申しますと「税がサービスとして還元されることについて国民の理解を求めた上で、税負担の公平や課税の適正が確保されることが重要である」というように、ここは順番が特定されています。つまり、まず税がサービスとして還元されることについて国民の理解を求める。その上で、税負担の公平や課税の適正が確保されることが重要である。そういう順番になる理由があるのかなという気がして、並列するなり、少しどうなのかなと思ったというのが一つと、この同じ場所について、これは日本の財政なり社会保障の現状をどう理解するかによるのですが、税がサービスとして還元されることについて国民の理解を求めるというのは、税というのはサービスとして還元されるものであるのだけれども、国民がそのことを理解していないというインプリケーションがあるわけですね。

というよりは、税がサービスとして還元されるという実感を国民が持てるような財政や社会保障の在り方にこれまでなっていたのかということが私は問題だと思っているので、もしそうなのであれば、税がサービスとして還元されることが実感できるような財政運営に国なり自治体が努めた上で、税負担の公平や課税の適正が確保されることが重要であるという。つまり、国民が、税がサービスとして還元されているのだけれども、それを国民が理解していないというニュアンスではなくて、税がサービスとして還元されるということを実感しやすいような財政なり社会保障の在り方に政府がしていくというニュアンスが出た方が私はいいのではないかなと思います。もしほかの皆さんがそうは思わないということであればいいのですが、私はその方が正しいのかなと思います。

あとすみません、もう一か所です。8ページです。3行しかないのですが、最後の部分の修正いただいたところで、趣旨については全く異存がないのですが「真に支援が必要な世帯をより適切に把握するため

の指標について」ということで、この「真に」なのですが、この「真に」は取れないかというのが私の言いたいことで、これまで国を中心にいろいろなところで、あるいは国会での発言でも、これは「真に」をつけてかなり選別的にやっていく、あるいはかなり給付を絞り込んでいくというニュアンスが常に付きまとう文言ですよね。ここで言いたいことはそういうことではなくて、本当にニーズを適切に満たす、つまり、単純に支援が必要な世帯をより適切に把握するため、指標について改善をということだと思っているので、そのような誤解を招かないために「真に」は取った方がいいのではないかという気がいたしました。すみません、以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

まず、ただいま高端委員から御指摘いただいた箇所、5ページと8ページですが、この点について他の委員からも、いや、そうではないとか、何か御意見がございましたらお願いいたします。

それでは、金井委員お願いします。

【金井委員】 今の点、誠にもっともで、まず、税がサービスとして還元されているのかどうかという、事実としてそれ自体が問われるというのは、きちんと還元されていますかというのの一つある。その上で、サービスというのが上の方ではきちんと行政サービスと書いてあるので、行政サービスないし公共サービスとして確保されるような財政運営をした上でそれを理解してもらうということなので、まず現状できちんと本当に還元されているのかという目線は非常に厳しいと思います。

それから、もう一つ関連して、ここの箇所がいいのか、「ふるさと納税」のパートがいいのかはともかくとして、今、税がサービスとして還元されると、要するに「ふるさと納税」で個別にお得なことをすることがサービスであるというようになって、むしろ国民は実感しているのですよね。「ふるさと納税」で、自分の行動が自分の懐に入るということは著しくむしろ実感し過ぎていくくらい過ぎていくということなのです。そこがサービスの意義というのが財政的なサービスと私的財のサービスが全然違うので、書いていかないと難しい。公共的というか、共同消費というか、何と表現するかはともかくとして、公共サービス、行政サービスとしての還元の問題として書かないといけない。むしろ、私的財としてのサービスの還元についての理解は多過ぎるくらいあるだけでなく「ふるさと納税」制度がそれを助長しているという意味で、「ふるさと納税」自体の悪さというのか、サービスの問題を私的財として捉えてしまうということもあるので、そこのところへの問題を指摘した方がいいのかなというように伺いながら思いました。以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、土居委員、どうぞ。

【土居委員】 お二人の御意見、特に5ページにまつわる部分は全くそのとおりだと思います。私も特に先ほど高端委員がおっしゃったように国民の理解を求めた上でという、順番を想起させるような表現というのは必ずしも適切ではないのではないかと考えていて、どちらかというのと並列して書くべきであるということと同時に、金井委員がおっしゃったように、サービスというのはあくまでも公共財、公共サービスとしてのサービスであって、私的財的なサービスを意図してないような表現にはっきり分かるようにした方がいいということと、これはセコンドですけれども、金井委員がおっしゃった「ふるさと納税」は全くおっしゃるとおりだと思いますので、できればそういうニュアンスを「ふるさと納税」のところで、議論の順番としては違うかもしれませんが、いずれその場所に、しかるべきところにそれを書いていただくと、ここで言っているサービスということもより明確になるのではないかなと思います。

それから、これは事務局にお礼ということですが、5ページの上から5行目、6行目のところで金利上昇の話を書いていただいたということは本当にありがとうございました。その部分については、

私はこれで結構だと思います。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

今、3人の委員の方から共通の御意見をいただいたと思いますので、その点については今いただいた御意見に沿って案文のさらなる修正を行っていきます。

他の点でもよろしいですけれども、皆様からいかがでしょうか。

もし、特に今、出されないようであれば、また後で戻っていただいても結構ですので、それでは、「Ⅱ 税制改革の方向性」、17ページ以降について事務局から説明をお願いします。

【松崎税制調査課長】 それでは、「Ⅱ 税制改革の方向性」の修正点について御説明いたします。

まず「1 環境関連税制」パートでございますので、素案18ページに移ります。

こちら「(1) 脱炭素化に向けたカーボンプライシングの取組」、本文になりますが、委員より、カーボンプライシングを早期に始めて、スモールスタートで緩やかに拡大していくべきとの記述があってもよいという御指摘がございました。よって、最後のポツになりますが、「この機を逃さず、国・地方自治体を挙げてカーボンプライシングの取組を早急に開始し、本格化していくべきである」というようにしてございます。

続いて20ページに移ります。

「(化石燃料に対する税負担の在り方)」の2つ目のポツになります。前回までは、文末でございますが、「働きにくくなっている」と断定した記述になってございましたが、委員より、上流での課税で実際の消費者に負担が伝わりにくくなるといったはっきりとしたエビデンスがないので、そういった指摘もある程度の記述に止めた方がよいという御指摘がございました。よって、「働きにくくなっている」という形で言い切るのではなく、「との指摘もある」に修正してございます。

続きまして、24ページに移ります。

「(自動車関連税の概要)」の本文、最初の1つ目のポツでございますが、自動車関連税の税目の掲載順について御指摘がございました。ここの箇所につきましても会長とも御相談いたしまして、車体課税、燃料課税ともに地方税、国税の順番に並べる修正を行ってございます。

これに合わせまして、25ページではが、黄色く塗った自動車重量税の説明を燃料課税の前に移動させる修正を行っております。

続いて、27ページに移ります。

最後のポツになりますが、委員より、保有から利用への変化ということで、走行距離課税へつなげる記述が必要との御指摘がございました。よって、「次に述べるように、課税標準の見直しを含め」という次ページ以降につなぐ形で追記を行ってございます。

続いて、30ページに移ります。

走行距離導入に関する検討の最初のポツでございますが、ここも保有から利用への変化ということで、この「ため」以降、「保有課税から利用課税への転換を図る」と修正しております。

同じく30ページ「② 個人情報保護の課題」の部分ですが、GPSに関する御指摘がございました。

指摘内容でございますが、GPSは別に税を払うためではなく、自分のたちのサービス、道路からのサービスを受けるために装着することになるので、その辺りを記述した方がよいとのことございました。よって、こちらですけれども、「自動車に搭載されるGPSは、ナビゲーションをはじめ、将来的には自動運転等を支援するために有益であり、走行距離を測定するための手法として利用することも想定される。その場合、課税根拠となる走行距離・経路等の情報を行政側が保有することが考えられる」という形で追

記、修正してございます。

続きまして、34ページに移ります。

「2 税務行政のDX」のパートになります。

まず「(税務行政のDXの意義)」の1つ目のボツになりますが、本文中にここのパートで何箇所か出てくるのですが、「納税者サービス」という表現を幾つか使っておりました。委員より、「納税者サービス」の表現では公共サービス全般の意味に取られるのではないかという御指摘がございました。納税者にとって手続の簡素化といった意味合いとなるように、「納税者サービス」という記述から「納税者の利便性」という形に修正しております。これが1点目の修正となります。

続きまして、同じく「(税務行政のDXの意義)」の2つ目のボツになりますが、委員より、DXとは単なる徴収を効率化させるのではなく、狭い意味では税制の信頼性の担保であり、もう少し広げていくと政府への信頼性を担保できるものであるとの御指摘をいただきました。よって、「税務行政の効率化・高度化により、政府への信頼を高めることが可能になる」と追記してございます。

続きまして、36ページに移ります。

「(バックオフィス連携の必要性)」の部分でございます。

最初のボツになりますが、先ほど申し上げましたとおり、「納税者サービス」から「納税者の利便性」に修正してございます。

続きまして、38ページに移ります。

「② タイムリーな情報連携」の部分でございますが、こちらも「納税者サービス」から「納税者の利便性」に修正してございます。

続きまして、40ページに移ります。

「(DXの留意点)」の「② マイナンバー制度の利用拡大等」のパートになります。

本箇所につきましては、複数の委員より御指摘がございました。前回までは、都民・国民の懸念としてマイナンバーをキーに名寄せされることや、そもそも関心が低いので、制度自体の仕組みを行政側が丁寧に説明していくとのトーンで記述しておりました。

委員より、マイナンバー制度に対する国民の理解・関心の向上なのか、またはマイナンバーカードの取組推進の話なのかの分かりにくいといった御指摘、それから、この箇所にも「丁寧に説明」の記述がございました。説明ではなくきちんとした制度にしていくことが重要との御指摘もございました。よって、このパートは大幅に修正しております。まずタイトルを「② マイナンバー制度の利用拡大等」に変更し、本文では、「制度面やシステム面における個人情報の保護措置を整備しつつ、マイナンバーの利用範囲拡大、特定個人情報の提供範囲拡大、税務に関する行政機関等の情報連携及び連携データの標準化について、取組を進めていくこと」と複数の留意すべき事項を網羅する形に修正しております。

続きまして、同じく40ページの下段「③ デジタルデバインドへの対応」でございます。

ここについても複数の委員から御指摘がありました。御指摘では、入力画面操作がうまくできない場合の手助けが重要であり、ヘルプデスクやカスタマーサポートの具体的な記述が必要ではとのことでございました。よって、「(デジタルデバインド)の是正を念頭」の後に「カスタマーサポートを充実すること」と追記してございます。

続きまして、43ページのほうに移ります。

「個人住民税の現年課税化」のパート、「(翌年度課税の問題点)」の2つ目のボツになります。

委員より、翌年度課税のタイムラグのところで受益と負担のタイムラグに言及したほうがよいという御指摘がございました。よって、「そのため」以降、「行政サービスによる受益と住民税負担との間に時間

的ずれが生じる上」という形で追記しております。

続きまして、同43ページの3つ目のポツになりますが、こちらは多くの委員から共通の御指摘があった箇所になります。

前回までは、外国人労働者に関しての問題を多く取り上げ、図まで入れ、記述しておりましたが、多くの委員より、外国人問題にクローズアップし過ぎであり、これがここの根幹の問題ではないとの御指摘をいただきました。よって、外国人労働者等に関する記述を大幅にカットしまして、3つ目のポツ、文末も「課税できない場合もある」という形で修正してございます。

続きまして、45ページのほうに移ります。

「（『ふるさと納税』の問題点）」の3つ目のポツになります。

前回までは、黄色で塗った部分ですが、「25%の減収に止まるが」というようにしておりました。委員より、「止まるが」でつなぐと不交付団体の場合、大変なのだというニュアンスが強くなるため、交付・不交付関係なく全ての団体において問題であるという問題提起に趣旨を一貫させたほうがよいとの御指摘がございました。よって、「25%の減収に止まるが」を「25%の減収になり」といったニュートラルな表現に修正してございます。

続きまして、52ページのほうに移ります。

「（2）法人事業税の外形標準課税」のパートになります。

黄色く塗った箇所でございますが、委員より、分社化の話はグループ通算制度との整合性の話になるとの御指摘がございました。よって、「分社化への対応として、国税におけるグループ通算制度との整合性をとり」というように追記しております。

続きまして、58ページのほうに移ります。

一番上のタイトルの修正となります。前回まで「（4）Web3.0等に関する税制」というようにしておりましたが、委員より、「税制」だと範囲が広過ぎてしまうので、今回中心に議論をした法人課税もしくは法人税制としてはどうかという御指摘を頂戴しました。よって、一番上のタイトルにつきましては「（4）Web3.0等に関する法人課税」という形で修正しております。

続きまして、61ページのほうに移ります。

「（5）地方法人課税の偏在是正措置」のパートになります。

黄色く塗った箇所になりますが、委員より、特別法人事業税の譲与税制度のところ、単に名前が変わったとの記述にとどまっているため、譲与制限が加わったことを書くべきとの御指摘がございました。よって、「その際、不交付団体については、譲与額が最大75%削減されることとなった」という形で追記してございます。

続いて、62ページのほうに移ります。

3つ目のポツになりますが、「一方」で始まるところでございますが、前回までは「令和6年度から導入される森林環境税についても採られており」として、その後に「今後も更に拡大して、地方自治体の事務負担が増すこと等が懸念される」というようにしておりました。委員より、実際に自治体の事務負担が増すというより、むしろ、国の代わりに行っていることが理念的におかしいのではという御指摘がございました。よって、自治体の事務負担増の記述につきましてはカットする形で修正しております。

続いて、最後の修正箇所になります。63ページになります。

「（企業版『ふるさと納税』の問題点）」になります。

黄色く塗った箇所でございますけれども、前回までは「多くの問題点を含んでおり、抜本的に見直すべきである」というようにしておりました。委員より、個人と違って返礼品があるわけではなく、政策税制、

寄附金税制として文言的に少きついでないかという御指摘がございました。よって、「問題点を含んでおり、見直しを進めるべきである」といったトーンに修正しております。

以上が「Ⅱ 税制改革の方向性」の修正箇所となります。

事務局からは以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

前回の御議論を受けて修正を行っておりますが、先ほど事務局からの説明であつたとおり、いただいた意見を全部反映させたというわけではなく、いろいろ検討した結果、元の案のまま残っている部分もございますので、そういうところも含めて、もし御意見をいただければというように考えております。

それでは、また御意見のある方は画面に向かって手を挙げていただければと思います。映ってない委員は御発声をお願いいたします。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 小林です。どうもありがとうございました。

大量にあつたので、私が指摘させてもらった箇所については一通り修正してもらったのかなということで、ありがとうございました。

特に24ページの「(自動車関連税の概要)」のところで、何でこういう順番になっているのかなというのが不思議だったのですけれども、後から気づいたのが、地方税、国税という順番になっていたんですね。なので、車体課税と言っておきながら、車体課税で地方税、その後に燃料課税の後にまた重量税が出てくるというような形になっていたので、そこを車体課税、燃料税の順番に統一してもらいつつ、地方税、国税の区別が分かるように括弧書きで入れてもらったということで、絶妙な修正をしていただいたのだなというように感じています。

また譲与制限のところもしっかり短くコンパクトに書いていただいてよかったかなと思います。最大75%の「最大」と「75」の間に何か変な半角スペースみたいなが入っているようにも見えるので、ちょっとそこは確認してもらえればいいのかなのと、あともう一個、新たに付け加えていただいた点で少し議論の余地があるのかなというのが18ページなのですが、18ページの最後に「この機を逃さず、国・地方自治体を挙げてカーボンプライシングの取組を早急に開始し、本格化していくべきである」という記述を新たに追加いただいたのですが、これ自体は、こういう加え方をすること自体はいいかなと思うのですが、この記述だと、今のところカーボンプライシング、何もやっていないと。それに対して、その取組をゼロからスタートするのだというようにも少し読めるかなという感じがして、しかし、一方で、実際には温対税が入り、なおかつ、排出権取引も非常に小さな枠組みでやってはいますので、そういう意味では、このカーボンプライシングの取組を早急に例えば本格化し、それをさらに適正な水準まで拡大していくべきであるみたいな感じのつなげ方がいいのかなと思いますので、その点、御検討いただければなと思います。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

今の18ページのところは、たしか前回は土居委員の御意見があつて、それをうけて修正した、書き足したような気がするのですが、何か御意見ございましたら。この点も含めて、あるいはまず何かございましたら。

鴨田委員、どうぞ。

【鴨田委員】 鴨田です。

今の18ページの件なのですが、環境省の施策で今年度から地方自治体主導での地域ぐるみの脱炭素に

向けた取組を支援する仕組みがスタートしていますということを環境省のほうでおっしゃっているので、本来といいますか、こういう東京都の税制調査会なので、自治体主導を本当は入れたいななんて思っています。それと、やはり例えば再生エネルギーの地産地消とかそういうのを通じて、地方創生を引き起こすというところもどこかに何か入れていただけるとありがたいなと思っています。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

これは国・地方自治体というように今、並べてあるわけですが、地方からの発言なので、自治体主導という言葉盛り込むのがよいのではないかという御提言をいただきました。それは文面に盛り込めるように少し考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

この点、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかの点でも結構ですので、皆様から御意見をいただければと思います。

高端正幸委員、どうぞ。

【高端正幸委員】 すみません、先ほどの18ページについて、小林委員の御指摘とはまた別の話なのですが、「この機を逃さず」というのは、どの機なのかなという。つまり、前回の土居委員の御指摘の趣旨は、とにかく早急に、少しでもなるべく早い時期に前に進め始めないと、ということだったと思うのですが、「この機を逃さず」は普通に前のページ辺りから読むと、2050年までの取組という、この2050年までのチャンスを逃すなというにも読めなくもなく、早急にやれ感が「この機を逃さず」という言葉で薄まっているような読み方もできるかなと思ひまして、もう少し前回の土居委員の御指摘をストレートに表現したほうがいいのか。つまり、「この機を逃さず」というより、とにかくいち早く早急にとところで表現を紛れのないようにしたほうがいいのかと思ひました。すみません、ささいなことです。

すみません、あと2つ、申し上げたいのですが、40ページの一番下のところで、今回修正いただいたデジタルデバインドへの対応のために、カスタマーサポートを充実する。趣旨として全く大変重要なことだと思うのですが、このカスタマーサポートという表現でいいのでしょうかということなのですね。お客様サポートですよね。最近、自治体の窓口というお客様と呼ばれたりすることがあるのですが、それは気持ち悪い以上に、そもそも住民は役所のお客様なのかという問題があり、当然、自治体は私企業ではありませんし、カスタマーサポートでなくてももう少し、くどいですがけれども、要はデジタル化された納税プロセスに対するサポートを充実、そういうカスタマーをやめたほうがいいのかということですかということです。

最後です。これはすみません、前回申し上げなくて遠慮してしまったのですが、やはり一応申し上げておいたほうがいいのかと思ったのが、46ページの「ふるさと納税」に関するセクションの最後のポツです。これは「全国一律の制度として適用するのではなく、各地方自治体が、税額控除を行うか否かを独自に決定できる制度とすることが考えられる」。これは昨年度の答申にも全く同じくだりがあったので今年変えるのかという話にもなるかもしれませんが、そもそも各地方自治体が税額控除を行うか否かを独自に決定できる制度とするのは、何かいいことなのですかね。この「ふるさと納税」制度がますますぐちゃぐちゃになりそうな気が私はするのです。

すみません、ここは去年、おとしの小委員会での話は結構議論したのかどうかさえ忘れてしまっていて申し訳ないのですが、「ふるさと納税」の問題点というのは、かなり「ふるさと納税」の施行から年月がたって、池上会長も含めいろいろな議論が出されてきて、何となく分かってはきていて、それを改めるべきだというのもそのとおりで、では、どう改めるのかという話がこれまでの答申にも今回の報告にもほとんどなくて、この税額控除を行うか否かを自治体が独自に決定できる制度とすることが考えられるということだけが述べられている。そういう形になってしまうことも踏まえると、ますます、この提

言は筋のいい提言なのかというのが私、疑問に思ってしまったのですけれども、皆様はどうお感じになれるのでしょうかということです。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

カスタマーサポートという言葉について、工夫をするべきだろうという御意見をまずいただきました。その点、考えさせていただきます。

それから、今の46ページの最後のところ、「ふるさと納税」の最後のところ、これは恐らく前年度の答申と全く同じ文章になっていて、私の記憶だと、これについては特に意見はなかった。これを提案したのは私です。こういうように書こうと思ったのは私ですが、おそらくそれについては特に意見というか反論というか反対意見はなく、ずっとそのまま載っていた。おそらく去年だけではなく、その前から載っていたと思います。

また、これは司会者というよりも、これを書いたときの意見を述べた者として言わせてもらえば、今でも自治体が独自に税額控除を決める制度はあります。これはその中に含めてしまえばいいではないかという考え方です。今でも、これは別に自治体に限らずいろいろな、例えば学校法人もそうですが、そういったところに対する寄附というのは各自自治体が指定するわけです。どの法人に対する寄附だったら認めましょうという形で指定していますね。その枠で考えれば、今は普通の制度に戻してしまえばいいではないかと、そういう考え方になるわけです。

そのため、新しい制度をつくって制度が混乱するというよりも、大枠の「ふるさと納税」という制度をやめてしまって、そちらの普通の本来の地方自治体が行っているような寄附金の制度、もしくは税額控除の制度に入れてしまえばいいではないかと、そういう考え方をここでは述べたものだと思います。それについても、いや、そういうのは駄目だということであれば、それはまた御意見をいただければと思います。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 何点かあるのですけれども、今、高端委員と池上会長からあった点について、私の理解では「ふるさと納税」で問題になるのは、流出する側が言わば防衛策がないままサンドバッグ状態になっているということなので、自分が住んでいるところの人に対して寄附金、税額控除を認めるというのは会長と同じような意味で、その政策判断はあっていいのではないかと。

例えば「ふるさと納税」の場合では、被災自治体に対して返礼品なしで「ふるさと納税」をするということは一定程度あり得るのではないかという気もします。それを「ふるさと納税」制度を使ってやっているというのはありますし、それから、自治体の中でいえば、非常に密接に関係する友好的なというか、そういうところに対して実際に行くこともあるからというような意味で指定するというのはあり得るので、そういう意味で「ふるさと納税」のソフトランディング的なものという意味で税額控除を寄附する住民が住んでいる自治体が判断するというのがある種、現状でも一般的にNPO税制みたいな形で、相手先は、寄附金を出す住民が住んでいる側の自治体がどこの自治体だったらいいよというのを政策判断として決めるというのはいり得るかなというように思っていたので、私もあまり違和感がなかったのですというのが1つ目のコメントであります。

それから、関連して、34ページのところでDX化の話はいろいろあり、変えたところも非常に大事だと思うのですが、効率化・高度化により信頼が増すという側面と、信頼があるからDXが進むという面と、何か両方の鶏と卵のような関係もあるのではないかなという気がしますので、これは例えばDXが信頼できるのであれば使おうかという気になりますが、別にこれは税制ではないですが、特別定額給付金やHER-SYSや保健所の申請など、みんな要は中途半端にやってトラブルがかえって増えて、市町村現場な

んかではむしろいかにデジタル化で余計なことを避けるのかというほうが大事になりましたし、ファクスで提出しているのをいろいろさんざんばかにされましたが、では、電子画面で大量なものを入力させられたら、これもまた疲弊しているということで、それだってDXをしたせいでひんしゅくを買ってさらに信頼性が下がっている。

DX化がうまくいかないから、確かにそれは遅れているといえは遅れているのですけれども、遅れているのをやろうと思ってますます墓穴を掘っているというような気もするので、これは何となく難しいですね。DX化を進めるせいでDX化の足を引っ張っているというのが実態で、もう少し放っておいてゆっくりやっておいたほうがかえって早く進んだのではないかなという気もするので、何となく本当に信頼を高めることが可能かもしれないけれども、足を引っ張ることもあるかもしれないというのが実態かなというのと、信頼が高まってからのほうがDX化は進みやすいのではないかなという気が両方するので、何となくここに書かれているのはあまりにデジタル世界の楽観論なのではないかなという印象をちょっと得ましたというのが2点目ということになります。

それから、3点目は、温対税といいますか、税金がかかったけれども、あまり負担感がないかどうかという話ですが、結局、今、問題になっているのは、むしろガソリンの価格が上がってしまっていて、物価対策しろなどという声があるわけですが、率直に言えばガソリン価格が上がるというのは温室効果ガス削減的な目的からすると、むしろ税金よりもはるかに効果があるという意味もあるので、どう考えていこうかなと。むしろ税金などの率をすっ飛ばして、ガソリン価格がばんばん上がっていて、それこそ地球環境に配慮する気も全くないとか、とにかく金がないからガソリンの消費量を減らさざるをえないという状況に追い込まれている。むしろガソリン税を下げろとか、そちらのほうの圧力のほうが強くなっているというところなので、これはどう考えたらいいのかな。昨今の情勢を踏まえていないので、ややウクライナ危機以前の平和な時代の議論のような気がして不思議な感じがするので、何となく価格が上がっていますので、価格が上がってくれば税金でやる必要はないわけですよ。ここら辺、何となく違和感を覚えました。

取りあえず以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

「ふるさと納税」の件については、金井委員の御意見は、私の意見とかなり共通している点があると思いました。

それから、温対税の件は、温対税の議論をやっているのと同時に、しかし、ガソリンの値段が上がってしまっているので、そちらのインパクトが強いのも、それをこの報告に書くかどうかということ。ここについてどうでしょうか。これは皆さんから御意見をいただければと思います。

それから、もう一点、先ほどの34ページの政府への信頼とDXの順番といいますか、そういったところについて、これは書き方がDXに対して楽観的ではないか。つまり、DXが進むと政府への信頼が高まるというのは楽観論になっているのではないかということについて、書き方が工夫できるか考えさせていただきます。

温対税の関係については何か皆さんから御意見がありましたら、あるいはガソリン価格上昇のことをこの報告に書くかどうかということですが、もし御意見がございましたら、いかがでしょうか。もし特に御意見がほかに寄せられないようであれば、ただいまの御発言について入れられるものかどうか、どういう形にするか、案は思い浮かばないのですが、考えさせていただきます。

その点、ほかの点も含めて皆さんから御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

関口委員、どうぞ。

【関口委員】 52ページの今回、付加的に付け加えていただいた箇所、国税におけるグループ通算制度等の話のところ、ここで掲げてある趣旨は国税との整合性を図るということだと思えるので、このグループ通算制度や完全支配関係にある子法人というのを中小法人から除くという、そういうものもあるのでどうように表現するかは事務局にお任せしたいのですが、中小法人から除かれる法人という規定が国税のほうで改正があり、その規定があるので、そういった規定も踏まえて整合性を取るというような書き方にしていただけるといいかなと思います。グループ通算制度も一つの考慮要件だと思うのですが、もう一つ入れておいてもいいかなというように思いました。

2つ目が、これも修正していただいたところで、30ページのほうに戻ってしまうのですが、30ページの走行距離課税に関するところで、これの修正していただいた保有から利用への課税の転換を図るという辺りのところなのですが、この規定は道路損傷負担金的な性格を踏まえた場合、望ましい公平な税制度の一つであるという書き方にしておいたほうがいいような気がいたします。と申しますのは、この前のほうで道路損傷負担金的な性格とか、あるいは財産税的な性格とか、そういった話があってこの話になってきているので、その言い方を変えますと、走行距離課税の道路損傷負担金的な性格として税金を捉える考え方もありますし、以下のような課題があるという中に実は財産税的な性格をどうように整合性を取るかとか、あるいはどうようにそこの関係を考えるかという課題があるというようになり得ると思うので、ここで書いてある保有から利用課税への転換を図る走行距離課税は望ましい公平な税制度であるとするのはその前提として、道路損傷負担金的な性格を重視した場合とか、そういう感じがいいのではないかなという気がいたします。

あとは瑣末というか、前半になってしまうのですが、5ページ目のところで、これはあまりすごくこだわっているというわけでもないのですが、これも直していただいた文章で下から2行目のところにある、その中で所得捕捉や課税ベースの適正化というように所得捕捉にこだわっているとすると、それは資産の捕捉もそうなのかなという感じも印象としてはしまして、前回も所得格差の辺りで所得の話だけでいいのかなというように思ったところの延長線上ではあるのですが、ここは私が引っかかっているというだけの話かもしれないので、お任せしたいと思います。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

それぞれ、グループ通算制度の件、それから、利用課税のところの書き方、それから、所得捕捉というよりは所得と資産の捕捉ではないかという点についても表現も含めて考えさせていただければと思います。

松原委員、どうぞ。

【松原委員】 聞こえますでしょうか。

【池上会長】 はい。聞こえています。

【松原委員】 最初のほうの会を1回欠席しているので議論がどこまで煮詰まっていたのか完全にフォローしていなかったところはあるのですが、確認として、10ページのところの一番下のほうに書いてある東京都の環境税というのですかね。温対税の前のところで、東京都が排出権取引を入れたというのは、これは私、自分も言ってしまった、事務局とお話をしてしまったのですが、後で環境税の専門家の委員、野口委員はよく御存じだと思うのですが、早稲田大学の某先生とお話をしていたら、排出権取引というとETSだというようにみんな理解されると思うのだが、東京都の場合はまだ導入時期が早かったこともあって完全にヨーロッパ型の欧州人が加えているようなETSではないのではないかなということと言われてしまったので、その辺は書きぶりとかあるのかなというのが分からなくて、ただ、私、それほど専門ではないので、諸富小委員長もいらっしゃいますし、詳しいところはそこでまとめていただければと

思います。

もう一点、金井委員がDX、地方行政のDXについていろいろと現実とは違うのだよということを御説明いただきまして、私もHER-SYSなど大変だったとかそういうのはすごく実感として分かるのですが、どこを標準化するのか、どこから取りかかるのかといった、そういうところから考えていくといいのかなというように思ったのですね。というのは、今はウクライナ危機もいろいろあって大変だとかいろいろあるのですけれども、コロナもあってとあるのですが、中長期的に考えるとやはり人口減少化になってしまうので、マンパワーが町の人口だけではなくて多分公務員全体のマンパワーも減っていくことを考えると、今、考えておいて悪くはないかなと思っております。

まとまってないのですが、以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

日本では東京都と埼玉県が排出量取引を導入しているわけですが、これの位置づけ、性格づけについて、これは諸富小委員長と御相談をさせていただきたいと思います。

それから、DXについてのところの書き方についても先ほど金井委員のお話でしたが、表現は工夫できるかどうかについて、これも検討させていただきます。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【松原委員】 以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。現在は後半の「Ⅱ 税制改革の方向性」について修正箇所についてのさらなる御意見をいただいているという状況でございます。

高端委員、どうぞ。

【高端委員】 すみません、先ほどの「ふるさと納税」のところの一番最後の税額控除を自治体が自由にできるようにすればいいのではないかとということはどうなのかという私の意見に関してなのですが、池上会長と金井委員の御説明についてよく分かりましたし、別にここの修正を求めるというつもりではないのですが、もう発言したので私の発言の趣旨を明確にしておく、NPOや公益法人に対する寄附金を自治体が指定して控除するというのと、「ふるさと納税」を実施している自治体に対する寄附の税額控除を自治体が自由に決めるというのは性格が大分違うのかなというように私は思っていて、つまり、例えば東京都が一律に全ての「ふるさと納税」による寄附については税額控除しないと決めれば、何だ東京都という話になるだろうし、ましてや自治体がそれぞれやっている「ふるさと納税」のプログラムを吟味して、これは控除する、これは控除しないとやると、またそれはそれでいろいろなあつれきが生じる。そう考えると、各自治体が税額控除を行うか否かを独自に決定できることが本当に望ましいのかなというのが私は少し疑問に思います。もともとの発言の趣旨はそういう意味でした。

すみません、以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

これは、ここでの書き方は、寄附金税制を構築するという観点からはどういうことにすることが考えられるという書き方になっていて、こういうように改めるべきであるという強い書き方にはなっていないということ。それは今年というよりは前回あるいは前々回にこの答申あるいは報告の文章を考えたときもこういう書き方にとどめておいているという形なので、そういう趣旨でここでは書かせていただいているということを確認しておきたいと思います。

【高端委員】 分かりました。

【池上会長】 それでは、ほかはいかがでしょうか。土居委員、どうぞ。

【土居委員】 私の意見は、先ほど高端委員がカーボンプライシングのところでお意見をいただいて、私も全くそのとおりで思っています、「この機を」というのはやはり微妙に何を言っているか分からないとか、いつの時期を指しているか分からないというのは高端委員のおっしゃっているとおりかと思えますので、そこは私が前回の会合で申し上げたような、そういうような方向でうまく文言を考えていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

前回、第4回の小委員会の発言の記録、あるいは今回、高端委員、それから鴨田委員、小林委員からもこの箇所について御発言いただきましたので、そこを含めて記録を確認させていただいて、ここの書き方をより分かりやすく、あるいは適切に修正したいというように考えております。ありがとうございます。

ほかの点、いかがでしょうか。この点でもいいのですけれども、ほかの点も含めて御意見がございましたら。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 聞こえますでしょうか。

先ほど関口委員から御指摘のあった30ページの道路損傷の話、保有課税から利用課税への転換というところで、私も気づいてなかったのですが、これは少し考えてもらったほうがいいかなと思っていて、というのは、関口委員のおっしゃったのは、道路損傷と比例関係にあるためという話を言うのであれば、道路損傷負担の原因者負担の観点からということを確認に書いたほうがいいのではないかと話だったかと思うのですが、保有から利用への転換という話になったとき、この道路損傷の話を前面に出すのはあまり得策ではないとか、論理的におかしくなることが考えられて、というのは、自動車関連税制、全体の根拠、去年の分科会の報告書でまとめているのですが、いろいろ観点があって、関口委員、財産税的性格の話はされましたが、道路損傷のほかに環境の話と環境負荷の話と、そもそもの道路利用の受益者負担的な話があるのですよね。それらを考えたときに、保有と利用の関係というのは保有しているだけで税がかかるというのは、そもそも道路を利用していなくても、あるいはCO₂が発生していなくても、あるいは道路に負担を与えていなくてもかかる税になっていて、それよりは利用課税に転換したほうが公平であるというロジックが成り立つので、そういう意味で、これは道路損傷の話よりも、むしろ受益者負担の話と環境負荷の話を入れてもらったほうがいいと思うのですね。

一方で、道路損傷の話をクローズアップすると、その保有課税の中で特に道路損傷に関連しているのは重量税なのです。重量税、走った量に比例するというよりも、むしろ道路負荷は重量の4乗に比例するというのがあって、したがって、通常の比例的な走行距離課税ではどうしても捕捉し切れないところがあり、むしろ利用課税の税率を重量ごとに変えられるのであればそれが一番いいのですけれども、それがなかなか難しいとすると、どうしても重量税のような形で重量に応じた負荷というのをしておかないと、この道路損傷に対するケアというのができないことになるのですね。したがって、これをこういう書き方にしてしまうと大きな矛盾が発生してしまうということになるので、いろいろ論点があってもすぐには整理するのが難しいかもしれないのですが、前回気づいておけばよかったのですけれども、改めて御検討いただけますでしょうか。すみません。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

この点ですが、保有課税から利用課税への転換ということを書くこと自体は誰も反対してないようなのですが、そのときの根拠ですね。今、お話がございました車体課税そのものの根拠としての財産税的な性

格、それから、ここには道路損傷負担金的な性格に書かれているところもあるし、しかし、車体課税そのものには道路の利用の受益者、応益課税のような考え方と、それから、環境負荷を与えるということに対する負担といういろいろな関係があるので、そういうことを含めてここで書くとかなり長くなるような気もするのですが。しかし、今、お話しいただいたようなことについて記述できるように工夫をしたいと思います。せっかく分科会の報告書を作っていただいておりますので、それを生かすという観点からもここについては書き方を改善させていただきます。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。前半部分のⅠの視点のところも含めて、全体について何かございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、皆様からいろいろな御意見を本日もいただきました。先ほど申し上げたとおり、いただいた御意見を全部反映できるかどうかというのはよく分からないところがありまして、考えさせていただきます。

また、何人かの委員から御発言がありましたが、この文案の修正案を考えているのは事務局ではありません。諸富小委員長と私が考えている文章であり、それを事務局に手伝っていただいているという、そういう位置づけになっておりますので、その点ははっきりさせていただきます。その点も含めて、改めて案文の修正を行っていきたいと思います。

今年度につきましては、小委員会はここでは終わりますが、修正につきましては私と諸富小委員長に委任をいただいて、修正したものを総会場で提案させていただきます。

ということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【池上会長】 それで御異議ないということでございましたら、そういうようにさせていただきます。総会では、皆様ももちろん御出席いただきますが、さらに小委員ではない委員、さらに特別委員の方々にも御意見を伺った上で、今年度の報告として取りまとめを行っていきたいと思います。

それでは、最後に、事務局から今後の日程の説明をお願いします。

【小林税制調査担当部長】 報告の取りまとめに向けまして総会を2回、開催させていただきたいと存じます。第2回総会は10月20日10時から、第3回総会は10月27日木曜日11時から開催させていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、後日、改めてホームページに掲載される予定であります。よろしくお願いいたします。

【池上会長】 それでは、本日の議題を終了いたします。

本日は、お忙しい中を御参集いただきまして、ありがとうございました。

これもちまして、第5回の小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —